令和９年度

日高村保育所入所案内



日高村教育委員会

1　はじめに

平成２７年４月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートいたしました。
「子ども・子育て支援新制度」とは、平成２４年８月に制定された「子ども・子育て支援法」及び関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目的としています。

「子ども・子育て支援新制度」により、保育所の入所を希望する場合には、従来の入所申込に併せて、「保育を必要とする支給認定」を受けるための申請が必要となり、申請に基づいて「支給認定証」が交付されることとなります。

※保育を必要とする認定について（支給認定）
子どもの年齢、保育の必要性に応じた「認定」を受けていただく必要があります。
・支給認定は、居住される市町村にて行います。
　他市町村への転出、他市町村からの転入等の際はその都度支給認定申請が必要です。
・新たに認定を受けた方には、日高村から「支給認定証」が交付されます。（入所承諾書と併せ３月中～下旬頃発送予定）
・前年度までに認定済の方で、現況届により保育の必要な事由の変更のない場合は、引き続き認定が有効ですので、新たに認定証は発行されません。認定内容に変更のあった方や、３ 歳に到達し、２ 号認定となった場合等で変更後の認定証の交付をご希望される場合はお申し出ください。

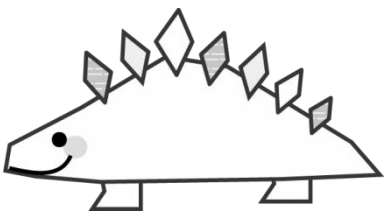
2　保育所とは

０歳から小学生に入学するまでの乳幼児を持つ保護者の方が、働いていたり、病気のために日中において乳幼児の保育をすることができないとき、保護者に代わってその子どもの保育を行う施設です。ご家庭での保育が可能な場合は、保育所入所の対象とはなりません。
→保育所入所にかかる事由についての詳細は、２ページの【 ３ 入所基準】をご覧下さい。

※保育所入所後の注意事項

異動等の届出

住所変更や勤務先が変更になった場合等支給認定内容に変更がある場合は、都度支給認定内容変更届の提出が必要となりますので日高村教育委員会に連絡ください。
なお、仕事を始められた、退職されたなどで保育利用時間に変更がある場合は、保育所にも必ずお伝えください。



３ 入所基準

入所を希望する児童の保護者および同居の親族その他の者が次のいずれかの事由に該当し、保育を必要とすると認められる場合に、保育所に入所することができます。

①（　就　労　）家庭内外で月４８時間以上の仕事をしている。
②（求職活動）求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている。
③（病気・障害）病気又は心身に障害がある。
④（介護・看護）同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護している。
⑤（　就　学　）学校に在籍又は職業訓練学校において職業訓練を受けている。
⑥（災害復旧）震災、風水害、火災等の復旧にあたっている。
⑦（妊娠・出産）妊娠中であるか出産後間もない。
⑧（虐待・ＤＶ）虐待やＤＶのおそれがある。
⑨（育児休業）育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要である。
⑩（そ　の　他）その他村が認める保育必要事由

〈認定区分について〉

年　　齢	利用希望区分	認定区分		利用時間	利用先
満３歳以上	教育希望	１号認定	教育希望	教育標準時間	幼稚園
	保育所希望	２号認定	保育認定	保育標準時間	保育所
				保育短時間	
満３歳未満	保育所希望	３号認定	保育認定	保育標準時間	保育所
				保育短時間	

「保育標準時間」・・・１日 11 時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。
「保育短時間」・・・１日８時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。

※保育所を利用する場合には、保育を必要とする認定である「２号認定」または「３号認定」を必要とします。

※保育の必要量（保育時間）については、「保育標準時間」と「保育短時間」の区分に応じて保育所を利用できる時間が異なります。



＜保育利用事由における保育利用時間＞

２号認定・３号認定の保育認定を受けた児童は、保育の必要性の認定基準（P2）によって保育を利用できる時間が異なります。

事由	保育標準時間（最大 11 時間）	保育短時間（最大８時間）
就　　労	原則月 120 時間以上の就労	原則月 48 時間以上 120 時間未満の就労
求職活動	―	○
病気・障害	申請内容により判断	
介護・看護	申請内容により判断	
就　　学	原則月 120 時間以上の就学	原則月 48 時間以上 120 時間未満の就学
災害復旧	申請内容により判断	
妊娠・出産	○	―
虐待・DV	申請内容により判断	
育児休業	―	○
そ の 他	申請内容により判断	

4　保育所の入所申込について

令和９年度の保育所入所を希望される場合には、「支給認定（現況）申請書兼利用申込書」を記載いただき、事由に応じた提出書類を添えて提出をお願いいたします。
※他市町村保育所への広域入所を希望される場合は日高村教育委員会へご連絡ください。

また、年度途中からの保育所入所を希望される場合には、「利用見込申込書」を記載いただき、提出をお願いいたします。

（１）令和９年度中の入所を希望される方　※年度途中の入所を希望する方も含む。

受付期間　令和８年 12 月１日（火）～12 月 28 日（月）

提出場所　日高村教育委員会または入園中の保育所

※新規入所の申込は、日高村教育委員会まで

（２）提出書類

①「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書兼入所申込書」
（入所希望のお子さん１人につき１枚ずつ必要）

②「家庭状況申立書」

③保育を必要とする理由を証明するための書類（下表参照）
（②、③については保護者１人につき１枚ずつ必要　※同時に２人以上の入所申込する場合は上のお子さんの申込に添付して下さい。）

保育に必要な事由		提　出　書　類
就労	居宅外労働	就労証明書（自営の場合は「就労状況申告書」と事業内容のわかる書類） （産休、育休中の場合は就労証明書中の取得期間欄に記入されたものをご提出ください）
	居宅内労働	就労証明書（自営の場合は「就労状況申告書」と事業内容のわかる書類）
求職活動		求職活動等申告書及びハローワークの登録書の写し
疾病・障がい		医療機関が証明する診断書または障害者手帳の写し
介護・看護		医療機関が証明する診断書又は障害者手帳又は認定結果通知書の写し 一日の介護・看護スケジュール（介護・看護をする方）
就学		学生証の写し（在学証明書の写し） 在学中の時間割表の写し
災害復旧		り災証明書
妊娠・出産		母子健康手帳の写し【名前記載部分（表紙）と出産予定日の記載部分】
社会的事由		虐待や DV の事実を証明する書類の写し
育休中の継続利用		期間が明記された「就労証明書」
その他		その他事実を証明する書類

※上記以外に必要に応じて、その他関係書類を提出していただくことがあります。
※求職中の方は就労先が決定した場合、就労証明書を提出してください。
※内定をしている方は就労を開始した場合、就労証明書を提出してください。

5　募集対象

小学校就学前の児童で令和９年度中の入所を希望する者（概ね生後４カ月～就学前）

6　保育料について

令和６年９月より村内に住民票がある児童の保育料は無償化されました。
※居住地が日高村で住民票が村外にある場合は、無償化の対象外となります。

7　日高村の保育所について

この案内書にある保育所の保育時間や給食については次のとおりです。

①保育時間及び時間外保育について

原則８時間（土曜日は４時間）です。ただし、保護者の就労時間等によっては最長 11 時間の利用ができます。時間外保育とは通常の保育活動と異なる勤務形態や職員配置となっており、認定事由や利用する時間によっては、人数把握のため保育所への申請及び延長料金が必要となります。

時間外保育時間

早出保育	７時～８時
居残保育	18 時～19 時
土曜保育	12 時～17 時

※上記の時間に保育所を利用する場合、別途申請書を保育所へ提出ください。

②給　　食

１歳未満児と１・２歳児は主食を含めた給食、３歳児以上は副食を主とした給食となっています。従って３歳児以上は主食を持参していただきます。

※給食費及び副食費は日高村が負担しますので、徴収はありません。

※食物アレルギーのある方は直接保育所に「食物アレルギー指示書（用紙は保育所にあります）」をご提出下さい。

◎日高村では児童の健全な発育を願い、次のような保育を実施しています。

①乳 児 保 育

日高村の保育所は、乳児保育の拡充と充実を図り、概ね生後４ヵ月からの入所を全保育所で実施しています。

②障害児保育

障害児と健常児が、お互いに育ちあうことを目的として障害児保育を実施しています。（全保育所受入れ可）

③延 長 保 育

勤務時間等のやむを得ない事情により、認定された保育時間を越えて保育を必要とされる方のために、延長保育を実施しています。延長保育を利用した場合、認定時間別に延長料金が必要となります。

	早出保育	居残保育		
	７時～８時	16 時～17 時	17 時～18 時	18 時～19 時
標準時間				500 円（おやつ代含）
短時間	100 円	100 円	100 円	500 円（おやつ代含）

④ならし保育

初めて保護者から離れ、新しい環境に置かれたお子さんは不安でいっぱいです。お子さんの負担を減らしながら園での生活に慣れ、保育者との信頼関係を構築していくために、園での保育時間を短縮する期間を「ならし保育」といいます。最初は１時間程度の保育から始め、徐々に給食や午睡時間を過ごすなど段階を進めていき、２週間程度で通常保育となります。年齢やお子さんによっては期間が前後することがありますので、担任の保育士と相談しながら調整をお願いします。

※早出・居残保育は通常保育が始まってからの利用となります。勤務等の予定の確認をお願いします。



日高村内保育所一覧表

保育所名	設置主体	所在地・電話番号	定員	開所時間及び閉所時間
日下保育園	社会福祉法人 日高児童福祉協会	沖名１０２ ２４－５９２５	８０	ＡＭ7:００～ＰＭ7:００ ※土曜は PM5：00 まで
加茂保育園	社会福祉法人 日高児童福祉協会	岩目地６４０ ２４－７３６７	２５	ＡＭ7:００～ＰＭ7:００ ※土曜は PM5：00 まで
日下保育園 能津分園	社会福祉法人 日高児童福祉協会	本村 176-1 ２４－５２８７	１５	ＡＭ7:３０～ＰＭ6:００ ※土曜は 12：00 まで

※入園前の準備物や持ち物等、ご不明な点があれば、見学や事前相談を受け付けておりますので希望園までご連絡ください。

【お問い合わせ先】
日高村教育委員会　保育担当

〒781-2194　高知県日高村本郷 61 番地 1
電話：0889-24-5115（村内無料 724-5115）

